

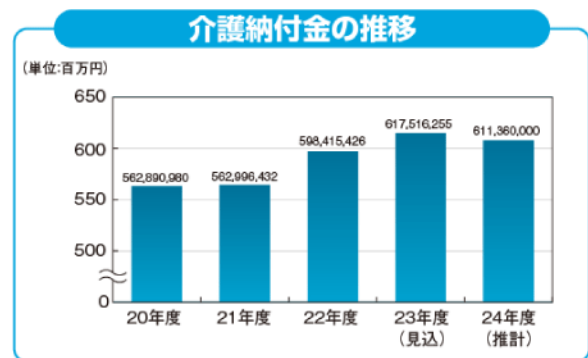
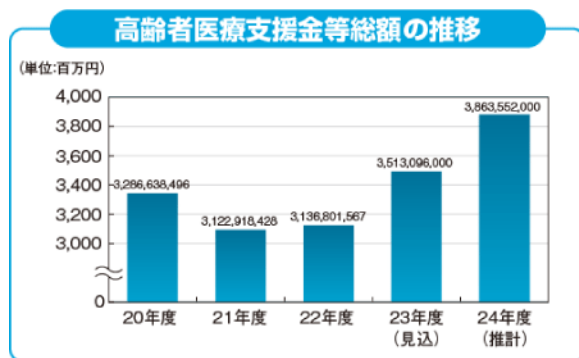
短期・介護財源率（保険料率）の引き上げについて

当共済組合の短期財政（医療給付事業）は財政悪化により、平成 24 年度に財源率（保険料率）の大幅な引き上げが必要であることについては広報誌等でお知らせしているところですが、昨年より組合会議員の皆様にご協議、ご検討いただき、また、総務省福利課との協議を経て、去る 3 月 5 日に開催された組合会において、**短期財源率**については「**98/1000**」、**介護財源率**については「**10.72/1000**」で正式に決定されましたのでお知らせします。

ここに至った要因としましては、まず、共済わかやま 1 月号でお知らせした時点での**高齢者医療関係への支援金等**については、正式に数値等が示されておらず、あくまで平成 23 年度と同水準で推計しておりましたが、その後、正式に示された予算数値等により算定した結果、平成 24 年度は 23 年度より**約 3 億 5,000 万円の増額**が見込まれ、この**支出増に対応するための引き上げ**が必要となりました。

また、平成 23 年度からの**繰越欠損金＝赤字分(約 3 億 1,200 万円[短期分のみ]見込み)**の解消も含めた財源率の設定が不可欠であるとの国の指導があり、これらの要因により大幅な引き上げが避けられないこととなりました。

当共済組合としましては、全国的に短期財政を圧迫している高齢者医療関係への支援金等について、今後の動向を注視しながらも、制度のあり方等について全国の各市町村職員共済組合とともに全国市町村職員共済組合連合会を通じ、関係方面への働きかけを引き続き行っていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。



【財源率引き上げにより個人負担額はどうなるか？】

例)

短期財源率・・・一般組合員の場合

98/1000（毎月掛金率：61.25/1000、ボーナス掛金率：49/1000）

給料月額：30 万円・ボーナス（期末手当等）額：118 万 5 千円 の方の場合

毎月の負担増額・・・3,563 円（ボーナス分も含めた年額で 54,008 円の増額）

介護財源率・・・一般組合員の場合（40 歳以上 65 歳未満の方が対象）

10.72/1000（毎月掛金率：6.7/1000、ボーナス掛金率：5.36/1000）

給料月額：30 万円・ボーナス（期末手当等）額：118 万 5 千円 の方の場合

毎月の負担増額・・・300 円（ボーナス分も含めた年額で 4,548 円の増額）

注）一般組合員、特定消防組合員の掛金率については、財源率を折半（個人・事業主）した数値に手当率（1.25）を乗じた数値となります。